

●喫煙について

学生・教職員の健康維持・増進を目指して

「神戸学院大学全構成員の健康増進及び健康の向上を図るという観点から、神戸学院大学キャンパス内において、特別に指定された場所以外は禁煙とする」

神戸学院大学は1997年から学内分煙制度を推進してきましたが、健康増進法の施行に伴い、それを一歩前進させたキャンパス完全分煙を2004年4月1日よりスタートしました。教職員・学生の代表が集まり学内喫煙について協議・検討した結果、神戸学院大学全構成員の健康を守るという観点から、「特別に指定された場所以外は禁煙」という結論に至りました。その後も、健康増進法の改定に伴い、適宜喫煙場所を移動するなどの対応を実施してきました。

受動喫煙(人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙や蒸気にさらされること)は、がん、虚血性心疾患、脳卒中などの重大な病気にかかるリスクが高くなる大きな原因となっています。喫煙をする際は、『望まない受動喫煙』をさせることがないように周囲の状況に配慮してください。また、健康増進法および兵庫県受動喫煙防止条例では、20歳未満の学生が指定喫煙場所立入ることとは禁止となっています。

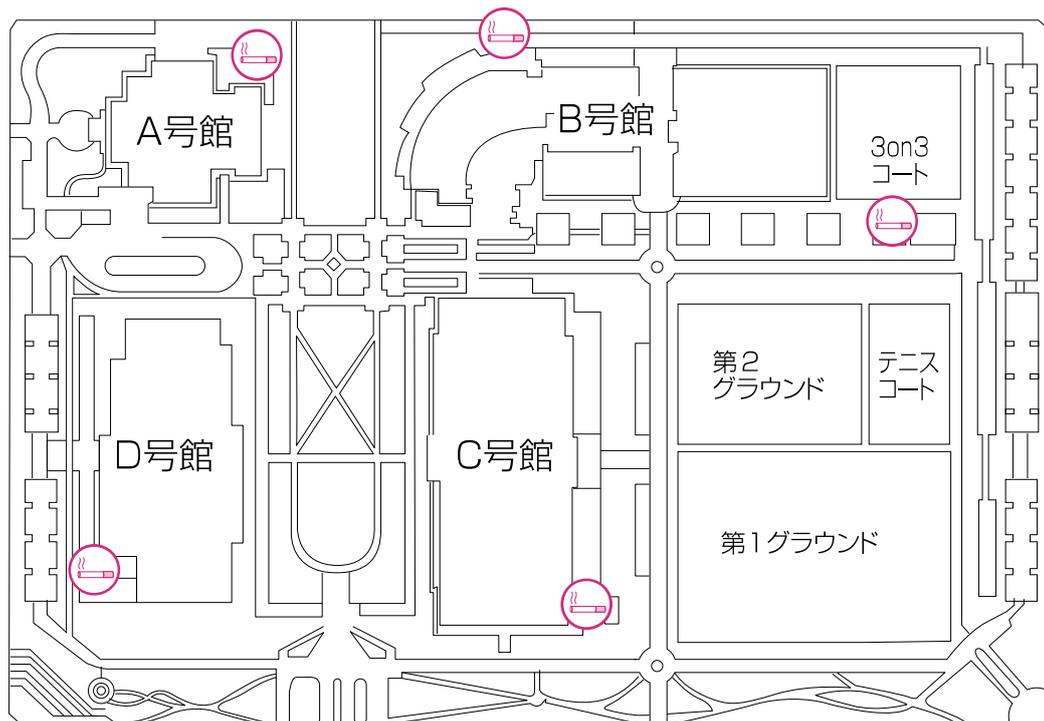
一部の喫煙者による違反行為に対して、数多くの苦情が寄せられています。より良い生活環境を作るには大学の構成員である、学生・教職員一人ひとりの自覚と協力が必要です。

指定喫煙場所

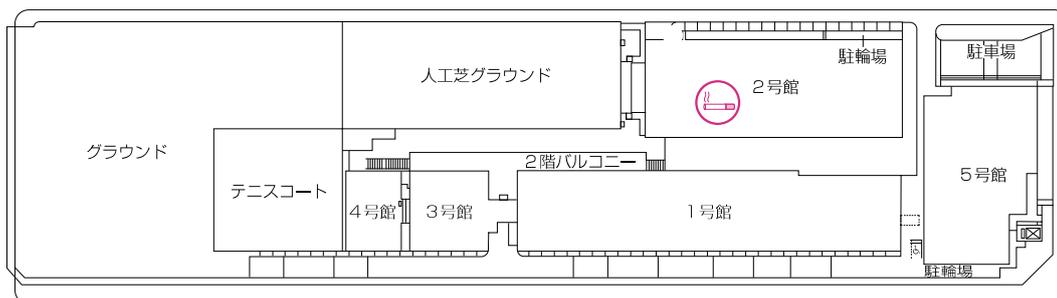


喫煙場所

【KPC1】



【KPC2】



【KAC】

